

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

組合員の資格取得及び被扶養者認定に係る事務手続の変更について (通知)

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規程の改正に伴い、組合員の資格取得及び被扶養者認定に係る事務手続を下記のとおり変更しますので、遺漏のないようお願いいたします。

記

1 変更点

組合員の資格取得及び被扶養者認定(被扶養者の要件を欠くに至ったときを除く。)に係る様式に個人番号を記載する。

2 変更様式

- (1) 一般組合員資格取得・転入届書〔整理番号2〕
- (2) 短期組合員資格取得届〔整理番号2-1〕
- (3) 被扶養者認定・取消申告書〔整理番号10〕

3 適用日

令和5年12月1日

4 留意事項

- (1) 個人番号の記載に当たっては、「個人番号申告書〔整理番号7〕」を各様式に添付する取扱いとします。「個人番号申告書〔整理番号7〕」を添付したことを確認後、各様式の確認欄(チェック欄)に「✓」を記入の上、提出してください。
- (2) 「個人番号申告書〔整理番号7〕」を作成する際は、所属にて個人番号を確認し、安全管理(簡易書留などの追跡できる方法の利用等)に配慮した上で提出してください。
- (3) 当支部の一般組合員から短期組合員(短期組合員から一般組合員)への種別変更による資格取得については、組合員資格が引き続くため、「個人番号申告書〔整理番号7〕」の提出は不要です。

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
年金給付係 担当 上園・大園・宮里
電話 099-286-5220

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号:
「B-7-2(共済組合)」